

令和5年度土木工事標準積算基準（令和5年9月19日付第202300158137号県土整備部長通知）の一部を以下のように改定する。

改定後									改定前								
第1編 総則 第2章 工事費の積算 1) (略) 2) 間接工事費 1. (略) 2. 共通仮設費 (中略) 2-1 略 2-2 運搬費 (中略) 表3.1 基本運賃表									第1編 総則 第2章 工事費の積算 1) (略) 2) 間接工事費 1. (略) 2. 共通仮設費 (中略) 2-1 略 2-2 運搬費 (中略) 表3.1 基本運賃表								
貨物自動車規格	機械名	規格	20kmまで(円)	50kmまで(円)	100kmまで(円)	150kmまで(円)	200kmまで(円)	200kmを超え20kmまで増す毎に(円)	貨物自動車規格	機械名	規格	20kmまで(円)	50kmまで(円)	100kmまで(円)	150kmまで(円)	200kmまで(円)	200kmを超え20kmまで増す毎に(円)
20t車以上 30t車まで	路面切削機	2.0m	71,000	87,000	112,000	137,000	163,000	10,200	20t車以上 30t車まで	路面切削機	2.0m	62,500	76,000	98,000	120,500	142,500	8,900
	スタビライザ	深0.6m 幅2.0m								スタビライザ	深0.6m 幅2.0m						
	スタビライザ	深1.2m 幅2.0m								スタビライザ	深1.2m 幅2.0m						
	自走式破砕機	クラッシュ 一寸法 開450mm 幅925mm								自走式破砕機	クラッシュ 一寸法 開450mm 幅925mm						
	油圧式杭圧入 引抜機	鋼矢板Ⅱ・ Ⅲ・Ⅳ型用								油圧式杭圧入 引抜機	鋼矢板Ⅱ・ Ⅲ・Ⅳ型用						
	バックホウ (超ロングア ーム型)	山積0.4m ³ / 平積0.3m ³								バックホウ (超ロングア ーム型)	山積0.4m ³ / 平積0.3m ³						
	各種	—								各種	—						
(注)1. 450kmを超える場合は別途考慮する。 2. 誘導車, 誘導員の費用は含んでいる。 (中略)									(中略)								

(次ページへ続く)

改定後

3. 現場管理費
(1)～(6) (略)
(7) 現場管理費率の計算

別表第2 現場管理費率
第1表

工種区分	対象額 適用区分 下記の率とする	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		A	b	
河川工事	44.05	1118.2	-0.2052	15.91
河川・道路構造物工事	43.11	402.3	-0.1417	21.34
海岸工事	28.11	100.3	-0.0807	18.84
道路改良工事	34.09	76.4	-0.0512	26.44
鋼橋架設工事	48.86	265.1	-0.1073	28.69
PC橋工事	31.06	111.0	-0.0808	20.80
舗装工事	40.83	598.0	-0.1703	17.54
砂防・地すべり等工事	46.27	1229.5	-0.2081	16.48
公園工事	43.09	347.3	-0.1324	22.34
電線共同溝工事	61.19	2132.5	-0.2253	20.01
情報ボックス工事	54.60	1528.4	-0.2114	19.13
下水道(4)工事	35.56	178.6	-0.1024	21.39

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種区分	対象額 適用区分 下記の率とする	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの 下記の率とする
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		A	b	
橋梁保全工事	65.88	1465.2	-0.1968	31.45

第3表

工種区分	対象額 適用区分 下記の率とする	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの 下記の率とする
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		A	b	
道路維持工事	60.33	613	-0.1598	32.29
河川維持工事	42.35	167.1	-0.0946	29.25

改定前

3. 現場管理費
(1)～(6) (略)
(7) 現場管理費率の計算

別表第2 現場管理費率
第1表

工種区分	対象額 適用区分 下記の率とする	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		A	b	
河川工事	43.43	1276.7	-0.2145	14.98
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13
海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82
道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99
鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05
PC橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01
舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69
砂防・地すべり等工事	45.75	1370.6	-0.2157	15.69
公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28
電線共同溝工事	60.36	2408.8	-0.2339	18.91
情報ボックス工事	54.04	1692.0	-0.2185	18.28
下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種区分	対象額 適用区分 下記の率とする	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの 下記の率とする
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		A	b	
橋梁保全工事	64.97	1623.7	-0.2042	30.16

第3表

工種区分	対象額 適用区分 下記の率とする	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの 下記の率とする
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		A	b	
道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81
河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81

改定後

第4表

対象額 適用区分 工種区分		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
A	b				
共同溝等工事	(1)	50.57	351.0	-0.1202	26.75
	(2)	38.78	103.5	-0.0609	28.09
トンネル工事		45.56	189.4	-0.0884	28.52
下水道工事	(1)	34.99	49.0	-0.0209	31.32
	(2)	38.21	202.3	-0.1034	22.09
	(3)	32.72	46.8	-0.0222	29.09

第5表

対象額 適用区分 工種区分		3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
A	B				
コンクリートダム		31.19	35.0	-0.0059	30.68
フィルダム		34.59	154.9	-0.0768	27.87

以下 略

改定前

第4表

対象額 適用区分 工種区分		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
A	b				
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88
	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66

第5表

対象額 適用区分 工種区分		3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
A	b				
コンクリートダム		30.41	41.0	-0.0153	29.13
フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24

以下 略

令和5年度業務関係標準積算基準（令和5年9月19日付第202300158137号県土整備部長通知）の一部を以下のように改定する。

改定後				改定前			
第2編 地質調査業務 第1章 地質調査積算基準 第1節 地質調査積算基準 1-1, 1-2 (略) 1-3 地質調査業務費の積算方法 (中略) 別表第1 (1) 諸経费率標準値				第2編 地質調査業務 第1章 地質調査積算基準 第1節 地質調査積算基準 1-1, 1-2 (略) 1-3 地質調査業務費の積算方法 (中略) 別表第1 (1) 諸経费率標準値			
対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下	
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。 ただし、変数値は下記による。		適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。 ただし、変数値は下記による。	
		A	b			A	b
率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091	率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113
以下略				以下略			